

専門委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野市スポーツ協会定款第46条の規定により設置する専門委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営について必要な事項を定める。

(名称、定数及び調査審議事項)

第2条 委員会の名称、定数及び調査審議事項は、別表のとおりとする。

(専門委員)

第3条 専門委員は、加盟団体又は理事長が必要と認めた団体から推薦されたもの及び学識経験者から、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

- 2 専門委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門委員は、無報酬とする。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の決議は、出席した専門委員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面又は電磁的記録をもって専門委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合において、委員長はその結果について、各専門委員に報告しなければならない。
- 4 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として委員会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(費用弁償)

第6条 専門委員が、公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）の依頼に応じてその業務のために旅行する場合は、職員旅費規程の例により費用弁償を支給する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、各委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、理事長の任命するこの法人の職員若干名をもって構成する。
- 3 前項に定める事務局の職員は、各委員会の委員長の指示に基づき、会議日程の調整、議題資料の作成等の事務を行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(別表) (第2条関係)

名称	定数	調査審議事項
総務専門委員会	10名以内	1 スポーツ功績者表彰に関する事 2 諸規程に関する事 3 広報活動に関する事 4 理事長が指定した事項に関する事

名称	定数	調査審議事項
事業推進専門委員会	10名以内	1 スポーツの振興及び普及に関する事 2 市民の体力向上に関する事 3 選手、指導者、審判員等の育成強化に関する事 4 競技団体等の育成強化と連絡調整に関する事 5 スポーツ・コンプライアンス強化に関する事 6 理事長が指定した事項に関する事